

# 審 査 基 準

令和7年6月20日作成

法 令 名 : 風営適正化法施行規則
根 拠 条 項 : 第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要 : 映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者(委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出して下さい。
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課 営業支援指導係 (電話 018-863-1111 内線3042)
備 考 :